

北海道後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例の改正について

1 改正の趣旨

- ・現旅費条例ではH19年3月制定以来、支給する旅費の支給基準や額を「北海道職員等の旅費に関する条例の例による」と規定。ただし、日当及び宿泊料は本条例で独自に定めているところ（H19年11月の改正以来、額は改定していない。）。
- ・この度R2年4月に道職員旅費条例が改正、施行された機会に、本広域連合旅費条例を見直すこととしたもの。

2 改正の概要

- ・他の広域連合の例を参考に、従来の「北海道職員等の旅費に関する条例の例による」という規定から、旅費の支給基準や額を条例で個別に規定する形とする。
- ・規定の内容は、概ね道職員旅費条例の内容に沿ったものとする。ただし、日当及び宿泊料は当広域連合に職員を継続して派遣している道内9市の支給額を勘案して定めることとする。

3 主な改正内容

(1) 日当及び宿泊料の額

	日当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)	
		甲地方	乙地方
現行	2,400円	13,000円	10,000円
改正後	2,400円	12,000円	10,800円

※現行、改正後ともに当広域連合に職員を継続して派遣している道内9市の支給額の平均で算出

(2) 日当の支給基準

	行程100km未満の日帰り 旅行	行程100km以上の日帰り 旅行(公用車使用)	行程100km以上の日帰り 旅行(交通機関使用)
現行	1,200円(1/2日当)	1,200円(1/2日当)	2,400円
改正後	不支給	不支給	2,400円

※改正後は公務遂行に必要と認める経費の実費(駐車料金等)を任命権者が日当に加算できる。

4 改正の時期

- ・令和3年1定議会(R3.2月)に条例改正案を上程し、令和3年4月1日施行を予定。